

森林整備事業の新規・拡充事項

【平成20年度概算決定額 88,188(103,480)百万円】

事業のポイント

平成20年度の森林整備事業については、平成18年9月に策定した「森林・林業基本計画」の方向を踏まえ多様で健全な森林整備を計画的に推進することとし、特に、京都議定書第1約束期間（2008年～2012年）における森林吸収目標1300万炭素トンの達成のため、「美しい森林づくり」に向け、効果的・効率的な取組を推進します。

具体的には、森林吸収目標達成を図るためには2007年以降6年間で330万haの間伐実施が必要な中、森林所有者負担や地方財政事情、人工林の資源内容の変化等に対処するため、市町村に交付金を直接交付する仕組みの導入など多角的な森林整備の推進を図ります。

（我が国の森林・林業の現状）

- ・森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級（10齢級以上）の森林が約150万ha（45%）。
- ・私有林の4分の1を不在村森林所有者が所有（327万ha）。
- ・平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超え（20.3%）、国産材の利用量は増加傾向。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

<内容>

1. 「美しい森林づくり」推進総合対策

○「美しい森林づくり」促進対策

（1）団地的な間伐等の推進（育成林整備事業等の拡充）

人工林の高齢級化に対応して、補助対象を拡充し、団地的な森林整備を推進します。また、水源かん養や山地災害防止などの機能の程度にかかわらず補助の対象とします。

【育成林整備事業等 28,711(35,065)百万円の内数、補助率：3/10】

（2）間伐等推進のための新たな交付金の創設

（美しい森林づくり基盤整備交付金（新設））

国から市町村に交付金を直接交付する仕組みを創設し、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を行います。

間伐、耕作放棄地等への植林などに取り組むとともに、地域提案枠（事業費の1割）を活用した事業を実施することができます。

【美しい森林づくり基盤整備交付金 1,000(0)百万円、補助率：1/2】

(3) 市町村計画に基づく計画的森林整備の推進（育成林整備事業の拡充）

市町村が新たに森林の整備に関する計画を作成することとし、それに基づき間伐等を実施する場合、森林施業計画を作成したものと同等の査定係数（170）を適用するとともに、これまで森林整備事業の助成対象となっていなかった者も事業主体に追加します。

【育成林整備事業 26,181(31,631)百万円、補助率：3/10】

**(4) 低コスト作業システムの展開のための林内路網機能強化
（林道改良統合補助事業の拡充）**

高性能林業機械による作業に用いる作業ポイントや林道と作業道等をつなぐ接続路を林道改良統合補助事業の事業メニューに追加し、低コスト作業システムに対応した路網の計画的な整備を推進します。

【林道改良統合補助事業 499(550)百万円、補助率50/100, 30/100】

(5) 多様な主体による里山エリアの再生（里山エリア再生交付金の拡充）

事業実施主体に「森林施業計画の認定を受けた者」を追加することにより、地域の創造力を活かした個性的で魅力ある里山エリアの再生を一層推進します。

【里山エリア再生交付金 9,900(9,822)百万円、補助率：3/10、50/100等】

(6) 地方財政措置の充実

森林吸収目標達成に資するため、追加的な間伐等の実施に必要な地方負担について地方債の対象とするなど、地方財政措置を充実します。

**2. 緑資源幹線林道事業の廃止と新たな交付金の創設
（山のみち地域づくり交付金等（新規））**

緑資源幹線林道事業については独立行政法人の事業としては廃止し、平成20年度からは、残区間を対象に地方公共団体等が森林整備等を促進する観点から現行計画を柔軟に見直して行う路網の骨格となる「山のみち」の整備に対して助成を行い、地域活性化を推進します。

【山のみち地域づくり交付金等 7,000(0)百万円、補助率：定額】

3. 森林整備事業調査

効率的・効果的な森林整備を推進するため、新たに3本の調査事業を実施します。

[担当課：林野庁整備課]